

議員定数検討特別委員会最終報告及び町民アンケート調査結果

アンケート

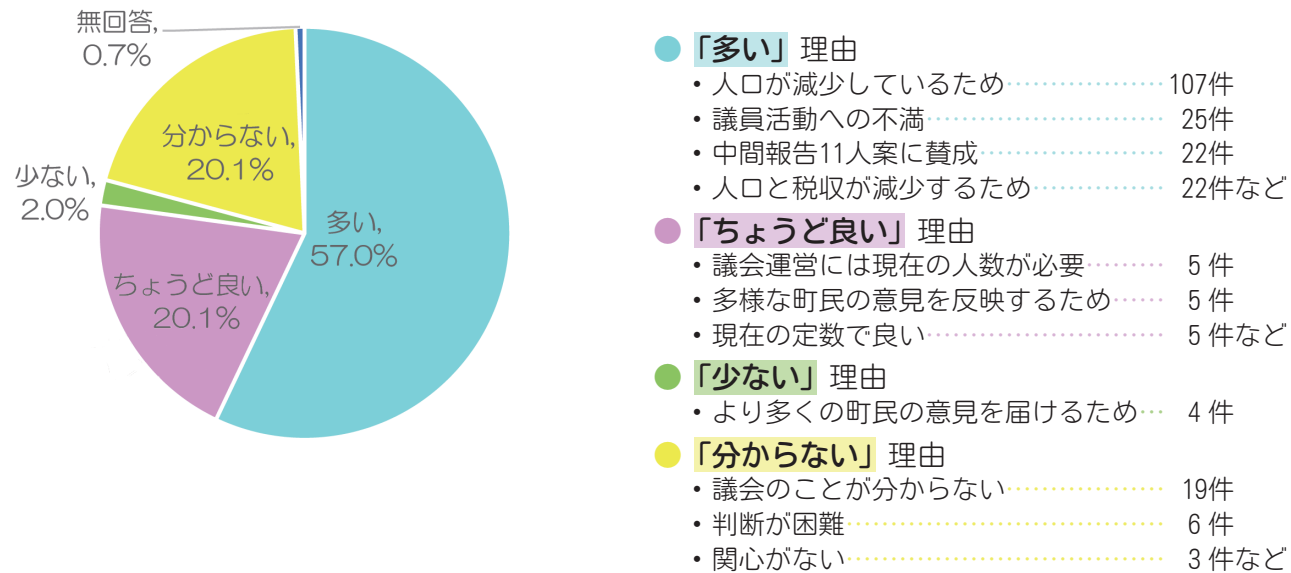
議員定数検討特別委員会は令和4年3月定例会で設置し、9月定例会までに9回にわたり議論を重ね、現状維持の13人案と2人減の11人案の2案にしぼり、中間報告をした。

その後10月に、議員定数などのあり方について検討を進める上で参考とするため、無作為抽出による町内在住18歳以上の男女を対象にアンケート調査を実施した。有効回答率は44.2%だった。

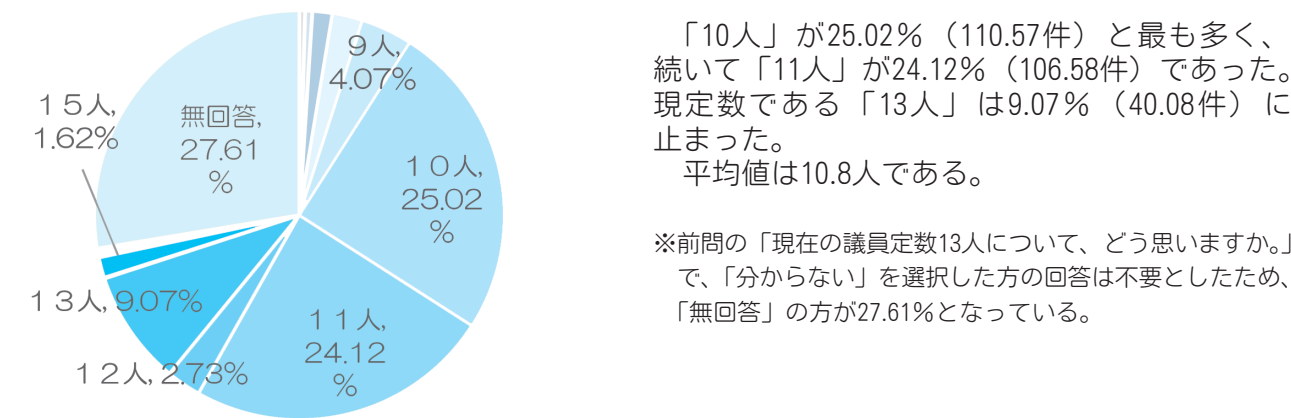
議員定数についての調査結果は次のとおりである。

- 【配布数】 1,000件（養老町在住18歳以上男女23,787人から無作為抽出）
- 【調査期間】 令和4年10月3日(月)から令和4年10月28日(金)まで
- 【調査方法】 郵送による配布・回収（無記名回答）
- 【回答数】 有効回答数 442件

【問】現在の議員定数13人について、どう思いますか。



【問】あなたが適正だと考える議員定数を教えてください。



「10人」が25.02%（110.57件）と最も多く、続いて「11人」が24.12%（106.58件）であった。現定数である「13人」は9.07%（40.08件）に止まった。  
平均値は10.8人である。

※前問の「現在の議員定数13人について、どう思いますか。」で、「分からない」を選択した方の回答は不要としたため、「無回答」の方が27.61%となっている。

最終報告

令和4年11月25日まで計12回の協議を重ねた結果と、現状の議員定数13人は多く、適正と考える議員定数が10人から11人という結果が得られたアンケート調査結果を踏まえ、養老町議会の適正な議員定数を2人減の「11人」とする結論に至った。

アンケートにご協力いただいた皆様、貴重な御意見ありがとうございました。  
また、議員定数に係る町民アンケート調査結果報告書及び議員定数検討特別委員会最終報告書は町ホームページよりご覧頂けます。



議会QRコード

次期の町議会議員選挙から 定数11人に  
議員定数 2人減案を可決

令和4年12月19日、令和4年第4回養老町議会定例会において、議員定数を2人減の11人とする議員発議第3号を採決。賛成8人、反対3人の賛成多数で可決した。

発議第3号 養老町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

趣旨

令和4年3月に議員定数検討特別委員会が設置されて以降、11月25日まで養老町議会議員の定数について計12回の協議が重ねられ、養老町議会の適正な議員定数を現在の13人から2人減の11人とする調査結果が議長に報告された。この調査結果に基づいて、養老町議会議員の定数を定める条例について、定数削減の改正を行うもの。

反対

水谷・松永・田中

賛成

野村・早崎・吉田・長澤・北倉・小寺・清水・西脇

（大橋議員は議長のため採決権はありません。）

討論

議員定数削減は議員報酬や議会を取り巻く環境の改善整備等と同時に議論協議すべきであるが、議員定数減ありきで拙速に進められた。意見交換会を開催し、町民に対し十分な説明を。

議会は地方公共団体の意思決定機関であり、議員定数削減より、議員の質をいかに高め、民意の反映をどうするか議論が大切である。

また、議員が少数になると、執行側とのなれ合いの問題が起きやすく、質疑質問もなく、議会としての役割が果たせない恐れがある。

討論

近年の養老町議会選挙の投票率や有権者数は回を重ねる毎に減少している。さらに直近2回の選挙では、落選者4名中3名が法定得票数に達していない。今後、無投票当選や議員定数内の得票順位にあっても、法定得票数に達しない候補者が生まれ、定数割れが生じると危惧される。議員定数削減により、意思決定機能をはじめとする議会機能の低下を懸念する意見もあるが、地方自治法改正により、常任委員会委員の複数所属が認められており、議員定数を2名削減しても十分に議会機能の充実を図ることができる。

アンケート調査結果について、注目すべきは回答率の低さと、「分からない」が約20%あったことである。決定するには時期尚早であり、さらに議員の学習と議論を深め、専門家の意見に耳を傾け、再度広範囲な住民意見の聴取を行うべきではないか。

全国町村議会議長会が「議会を作動させることが削減の発想を克服し、住民自治を進化させる」としていることは重要である。アンケート参考資料にもあるように定数を21人から13人に減らしてから急速に投票率が低下している。実は定数削減こそが投票率低下の主な原因であり、議会と議員を住民から遠ざけ、よく「分からない」人たちを増やしていると考える。

対人口比で見れば、定数21人の最後の都市の人口は約3万2000人。ここを基準に比例で現在の人口に当てはめれば17人となる。また、議員を減らせれば各種委員会の専門性は薄まり、行政チェック機能は働かない。行政を担う町長は1人だけで、多様性の反映に限界がある。だからこそ住民代表として議会を設け、民意の多様性が担保されるように地方自治の制度は設計されている。多様性を担保できる客観基準は「数」しかない。

平成16年に養老町が単独路線を確定し、養老町議会が議員定数を13人に削減することを決定してから、一昨年の令和2年までに約5,000人の人口減があった。令和17年にはさらに5,000人以上の人口が減少する見通しが示されている。今後も少子高齢化が進行することは明らかである。そのため、これからは人口と税収の減少を前提とした財政運営が求められる。

効率性の追求が必要であり、人口減少を踏まえた議員定数の削減を行い、議会費についても、縮小を図っていくことが重要である。

議員定数に対する町民アンケート調査について、442件の貴重かつ十分な回答が得られている。現在の議員定数13人を多いとする意見が57%を占め、多数であった。適正だと考える議員定数は10人が最も多く25.02%を占め、続いて11人が24.12%を占めており、平均値は10.8人であった。一方、現定数である13人は9.07%に止まっている。これらのアンケート調査結果には、民意が明確に反映されており、その結果を尊重すべきである。また、議会が率先して、人口減少に対応する姿勢を示すことも重要である。